

国内募集型企画旅行 旅行条件書

お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行（以下「本旅行」といいます。）は株式会社スノーピーク（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、本旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 当社及び国内募集型企画旅行の委託業務を取扱う当社の営業所（以下を併せて「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
- (2) 当社らは、電話・郵便・ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

- (3) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第 20 項の定めによります。
- (4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (6) 団体・グループ契約
 - ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の①から⑤までの規定を適用します。
 - ② 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - ③ 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - ④ 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が取消待ち状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をウェイティングのお客様として登録し(以下、「ウェイティング登録」といいます。)、お客様の申込みを受けられるよう努力することがあります。この場合でも当社らは申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておりません。ただし、当社らがお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合またはお待ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合は、当社らは当該申込金相当額を払戻しいたします。
- (8) 本項 (7) の場合で、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様の申込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (9) お預りした申込金相当額は予約成立となった場合申込金として取扱います。

3. 申込条件

- (1) 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- (10) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (11) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

ます。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- (1) 当社は第 2 項 (3) に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面は本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項 (1) の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。
- (3) 第 2 項 (3) に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項 (1) の契約書面に記載するところによります。ただし、本項 (2) の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 13 歳以上の方は大人代金、満 7 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）13 歳未満の方は小人代金、7 歳未満の

方は未就学児代金となります。

- (2) 旅行代金は募集広告またはパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第 2 項 (1) の「申込金」、第 12 項 (1) の「取消料」、第 13 項【1】の(2)の「違約料」、及び第 19 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け
- (3) その他ホームページ上において、旅行代金に含まれる旨表示したもの

上記 (1) から (3) までについてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第 7 項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) 1 人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) 希望者のみ参加されるオプションルツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、重大な疫病、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額または減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項 (1) の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項 (1) の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第 9 項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を募集広告またはパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、募集広告またはパンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

1 1. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。）
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

1 2. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- (1) お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
①21 日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②20 日前に当たる日以降の解除（③～⑦を除く）	旅行代金の 20%	無料
③10 日前に当たる日以降の解除（④～⑦を除く）	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④ 7 日前に当たる日以降の解除（⑤～⑦を除く）	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始の当日の解除（⑦を除く）	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

注 1) 特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途募集広告またはパンフレットに定めるところによります。

注 2) 本項【1】の(1)の「旅行代金」とは第 6 項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額

に対して本項【1】の(1)の取消料が適用されます。

- (3) お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ① 第 9 項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第 19 項の変更補償金の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ② 第 10 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - ④ 当社らがお客様に対し、第 4 項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) 当社らは、本項【1】の(1)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（または申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは 1 室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- (5) 当社らは本項【1】の(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（または申込金）の金額を払い戻します。

【2】旅行開始後

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものではない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - ① お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客様がほかの旅行者に迷惑を及ぼし、または、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④ お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の人数が募集広告またはパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあつては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥ スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、重大な疫病、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (2) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第12項【1】の(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (3) お客様が第3項(8)から(10)に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。
 - ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社

の指示に従わないとき、またはこれらの者、若しくは同行する他のお客様に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- ③ 天災地変、戦乱、暴動、重大な疫病、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が本項【2】の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (3) 当社は、本項【2】の(1)の①、③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- (4) お客様が第 3 項 (8) から (10) までの該当することが判明したとき。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 10 項の規定により旅行代金が減額された場合または第 12 項及び第 13 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項 (1) における添乗員の業務に準じ

ます。

- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (4) 個人型プランは添乗員等が同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、重大な疫病またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- (1) 当社は第 16 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(別紙)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2) 当社が第 16 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部または全部に充当します。
- (3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションルツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
なお、当社がこの特別補償規定に基づく保険金を支払う保険に加入している場合には、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングラライダー搭乗などの他、これらに類

する危険な行為中の事故によるものであるときは、当社は本項（１）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該行為が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - B. 戦乱
 - C. 暴動
 - D. 重大な疫病
 - E. 官公署の命令
 - F. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - G. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - H. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ② 第 12 項及び第 13 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
- ③ 募集広告またはパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項（１）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 16 項（１）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、

当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更		
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。 注 3 第 3 号または第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。 注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		

注 5 第 4 号または第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等または 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 6 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までを適用せず、第 8 号によります。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下、「通信契約」といいます。）

- (1) 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発したときに成立します。ただし、当社らが、e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
- (6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末ならびにインターネット等の IT 関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面または確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録

し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

2 1. 個人情報の取扱について

当社は、当社の個人情報保護方針(<https://www.snowpeak.co.jp/policy/>)を遵守のうえ、旅行事業に関して以下の個人情報の取扱いを定め、役員及び全従業員に周知徹底し、確実な履行に努めています。

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- (2) 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類または電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、該当する募集広告またはパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお申出ください。(注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出下さい。)
- (3) 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社グループ会社の名称については、当社ホームページ (<https://www.snowpeak.co.jp/>) をご参照ください。
- (4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

個人情報保護管理者

株式会社スノーピーク 執行役員総務本部長

所在地 〒955-0147 新潟県三条市中野原 456 番地

電話番号 0256-46-5858